

電子提供措置事項のうち法令及び当社定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項
第62期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

業務の適正を確保するための体制等の概要

株式会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

株式会社 ナガホリ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

業務の適正を確保するための体制等の概要

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する社会・経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上のもっとも重要な課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善し的確な経営の意思決定、それに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監視を可能とする経営体制を構築するとともに、個々人のコンプライアンス意識を高めるための研修・教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

そのため、以下の内部統制にかかる管理体制の確立を図ります。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
 - ②監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運営状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - ③内部統制を統括する部門の配置により、内部統制システムの計画・整備を行うとともに、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、問題点の把握を行いその対策を具体化します。
 - ④当会社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。
 - ⑤通報者の保護を徹底した通報・相談システムを充実します。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - ②取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役・執行役員・本部長・各部門部長をメンバーとする部長会、部長連絡会を毎月3回、取締役・執行役員・関係会社代表者をメンバーとするグループ社長会を毎月1回開催し、業務に係る情報の共有や審議を行います。

- ③社長以下取締役をメンバーとする経営戦略会議を設け、絞り込んだテーマについて、議論を行います。
 - ④取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保します。
 - ⑤業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ①文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存します。
 - ②取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整備します。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備します。
 - ②経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行なうとともに、再発防止策を講じます。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ①取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する監査役スタッフとして適切な人材を配置します。
 - ②その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。
- (6) 取締役及び従業員、子会社取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、職務の効率的な遂行のため、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。
 - ②取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告します。
 - ③監査役への報告は、誠実にもれなく行なうことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行ないます。
 - ④子会社の取締役、監査役、従業員は当社取締役及び従業員と同様の報告を行う体制を構築します。
 - ⑤監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けな

いよう周知のうえ報告者の保護を徹底した通報・相談システムを充実します。

(7) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保する体制

- ①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもちます。
- ②取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行なえるよう協力します。
- ③取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- ④取締役は、監査役の子会社を含む職務執行について生じる適正な費用につき、職務執行に支障がでない体制を確保します。

(8) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社及び関連会社（以下、「関係会社」という）との緊密な連携のもとに業務の適正維持・向上に努めます。
- ②関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前の協議を行います。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとります。その整備として、当社及び当社グループは、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、財務報告にかかる内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

「コンプライアンス規程」などその他の社内規程は常に社内で閲覧可能な状態にあり、法令等遵守した適正な業務活動を行うよう、新入社員研修やその他の重要会議等機会があるごとに教育指導を実施いたしました。

(2) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を18回、取締役及び執行役員、本部長をメンバーとする役員連絡会を10月までに15回、11月からは役員連絡会に各部門長を加えた部長連絡会として11回開催し、取締役会規程に定められた重要項目について確認・決定いたしました。さらに取締役・執行役員・本部長・関係会社代表者をもって組織されるグループ社長会及び取締役・執行役員・本部長・各部門部長をもって組織される部長会をそれぞれ11回、グループ社長会・部長会合同会議を1回開催し、当社の各部門、及び子会社の経営状況を適切に把握すると同時に、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容・対応策について審議を行っております。

子会社の重要事項の決定については、「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。

監査役は、監査役会を12回開催するとともに、取締役会、グループ社長会、その他の重要な会議に参加し、取締役の職務執行状況について監査を行いました。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、リ・ジェネレーション株式会社（旧社名は株式会社イノプライズ。なお、同社の代表取締役である尾端友成氏は、2021年11月26日から2022年1月19日までアサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長を務めておりました。）その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「現行対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議し、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

現行対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであって、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において現行対応方針を維持することは予定されておらず、その有効期間は、2023年4月22日までとされていましたが、同時に、現行対応方針においては、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されることとされておりました。

そこで、当社は、現行対応方針の導入後の情勢の変化等を勘案しつつ、2023年3月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、リ・ジェネレーション株式会社らによる本株式買集めが継続していると判断したため、2023年4月21日開催の当社取締役会において、現行対応方針の有効期間が満了する2023年4月22日以降も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間は延長されることを確認するとともに、現行対応方針の有効期間を延長するにあたり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針に所要の改訂を行うことを決議いたしました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高価資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は、以上のとおりであります。当社取締役会といたしましては、大規模買付者が当社株式についての大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を全て遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、又は、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を書面により誓約しなかったとき）、又は、(b)大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、又は、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を誓約しなかったとき）にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

① 経営理念・経営方針

当社は、宝飾品を通じて、人類の高い文化生活に貢献するために、広く世界に市場を求め、人間性豊かな理想の会社を築き、永遠の繁栄を図ることを経営の理念としております。また、社業を通じて、株主・取引先・社員の最大多数の最大幸福の実現を目指し、社員一人一人が誠実に働くことを経営の基本方針としております。

以上のような経営理念・経営方針の下で、当社は、2023年3月期から2025年3月期までの3か年における中期経営計画『To the next Growth』を策定・実施しております。

② グループ経営戦略

グループ各社が、それぞれの特性・強みを活かした以下の経営戦略を確実に実行することで、中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長、株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(a) 事業規模の維持と収益力の向上

- ・ 事業規模は維持しながら、収益性を重視する営業方針としつつ、早期にコロナ前の水準まで売上げを引き上げる。
- ・ 「選択と集中」の考え方を基軸とし、生産性の向上、ローコストオペレーションを目指した業務改革を実施、景気変動に左右されない強い収益基盤を確立する。
- ・ グループ各社の役割を明確化するとともに、グループ内での補完関係を強化し、相乗効果を追求する。

(b) 差別化戦略による競争優位性の確立

- ・ グループ各社の特性、強みを活かし、提供する商品ブランドやサービスの質的向上による差別化を促し、社会から必要とされる企業集団を目指す。
- ・ 消費者購買行動の変化に対応し、それぞれの販売チャネルに対して独自性があり差別化できる自社ブランド群の再構築に取り組み、業界競合環境の中での競争優位性を確固たるものとする。

(c) 働き甲斐のある企業グループに変容

- ・ 働き方に対する社会の考え方の変化や、人材市場の現状に適合する労働環境、新たな人事制度を整備し、かつ過去10年間で大きく変容した当社グループの業容にマッチするHRM (Human Resource Management) を実践する。
- ・ 従業員にとって、満足感・公平感が高く、働き甲斐があり、ロイヤリティの高い企業集団となることを目指す。

③ 中期経営計画『To the next Growth』の骨子

「売上増加」、「利益率改善」及び「継続的な経費削減」に関する以下の取組みを着実に実行することで、2022年3月期までの経費削減を主体とした守りの経営から、収益力強化を主目的とする攻めの経営に転換し、中期経営計画におけるグループ連結の数値計画を実現を目指す所存です。

(a) 「売上増加」及び「利益率改善」に関する取組み

「売上増加」及び「利益率改善」については、「販売政策」と「商品政策」の両面から実行してまいります。

(i) 販売政策

- ・ 顧客ターゲット別ブランド商品の提案強化及び取扱店舗数拡大並びに富裕層顧客向け催事の訴求力向上及び勧誘強化により既存取引先を深耕する。
- ・ 新規取引先開拓及び新規出店並びに海外販路開拓の強化及びEC販売強化により新販路を開拓する。
- ・ ジュエリー付帯ビジネスの展開及び富裕層を対象とした周辺サービスの提供により新業態を開発する。

(ii) 商品政策

- ・ ナガホリ基幹ブランドの育成及び展開店舗拡大並びに認知度向上策としてのSNS、雑誌掲載等の強化により主力ブランドであるNADIAを育成する。
- ・ 展開店舗数の拡大並びに認知度向上策としてのSNS及び雑誌掲載等の強化により、アニバーサリー等のミドルレンジブランドを強化する。
- ・ 直営店舗及び催事での販売強化並びに新規海外ブランドの開拓により、海外ブランドを強化する。

(b) 「利益率改善」及び「継続的な経費削減」に関する取組み

「利益率改善」及び「継続的な経費削減」については、「生産性向上政策」と「HRM政策」を継続して実施してまいります。

(i) 生産性向上政策

- ・ 開発機能強化によるグループ内製化率の向上並びに5Sや技能向上、多能工化等によるリードタイム短縮、見える化による効果検証及び改善施策立案等PDCAサイクルの徹底により生産現場における生産性を改善する。
- ・ 業務フローを見直しつつ、効率的な業務運営体制を構築することで基幹システムを更新する。

(ii) HRM政策

- ・ グループ間及び営業・商品・管理部門間の適正な人材配置並びに女性が働きやすい職場の維持・拡充とキャリア形成へのサポートをすることで適材適所の人事運営を行う。
- ・ 社員の能力に合わせた研修及びOJT等を実施することで、人材育成を強化する。
- ・ 利益改善を踏まえた処遇改善により、人員定着化、モチベーション維持・向上を図ることで全体的に従業員の処遇を改善する。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する社会・経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役会は、代表取締役社長の長堀慶太を議長とし、取締役である吾郷雅文、白川文彦、川村忠男、富樫直記（社外取締役）、長沢伸也（社外取締役）及び洲桃麻由子（社外取締役）の取締役7名で構成されており、これらの社外取締役3名は全員独立社外取締役です（取締役会に占める独立社外取締役の割合は約42.9%です）。取締役

会には、監査役である中林英樹（社外監査役）、佐藤亮輔（社外監査役）及び岩上和道（社外監査役）が出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。

なお、当社取締役会は、業務執行の監督と重要な方針決定を行うことから、その構成メンバーについては、多様かつ豊富な経験や幅広い視点、高度な専門知識を有する取締役で構成されることが望ましいと考えております。各取締役及び各監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは株主総会招集通知に記載し、また、監査役を含めたものについては、コーポレート・ガバナンス報告書にも添付しております。

（監査役監査及び内部監査）

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に基づいて、業務分担等に従い取締役の職務執行等の監査を行なっております。業務監査においては、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて内部統制システムの構築・運用状況を評価・検証しております。また、会計監査においては、会計監査人と適宜情報・意見交換等を行い、監査方針及び方法・結果の妥当性を確認しております。

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部統制室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査計画に基づき、会社の業務運営が法令及び会社の規程類を遵守して適正に行なわれているかを評価することを目的として実施しております。また、必要に応じて、監査役と意見及び情報の交換を行い、監査結果については、代表取締役社長及び監査役会の双方に報告する体制となっております。

さらに、内部監査を担当する内部統制室及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めております。

（その他）

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（最新版は2023年4月6日付け）をご参照ください。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

上記のとおり、当社取締役会は、本株式買集めを踏まえ、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現行対応方針を、緊急対応として導入することを決議し、これについて、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会に株主の皆様のご承認をいただきました。

そして、現行対応方針の導入後の情勢の変化等を勘案しつつ、2023年3月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、リ・ジェネレーション株式会社らによる本株式買集めが継続していると判断したため、2023年4月21日開催の当社取締役会において、現行対応方針の有効期間が満了する2023年4月22日後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間は延長されることを確認するとともに、現行対応方針の有効期間を延長するにあたり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針に所要の改訂を行うことを決議いたしました。なお、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、現行対応方針の継続・更新の追認及び本対応方針の有効期間を2024年6月開催予定の当社定時株主総会の終結までとすることの承認を求める議案を本定時株主総会においてお諮りさせていただいておりますが、株主の皆様から当該議案のご承認をいただけない場合には、当社取締役会は本対応方針を直ちに廃止いたします。なお、本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.nagahori.co.jp>) において、全文を掲載しております。

4. 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記3.の本対応方針については、大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすることにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資することを目的とするものであることから、上記1.の基本方針に沿ったものです。また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内

容及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会における議論の内容（2023年4月28日の第8回研究会資料の「指針原案（第8回研究会での議論用）」を含みます。）、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。さらに、現行対応方針の導入については2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、本定時株主総会において、株主の皆様から本議案、現行対応方針の継続・更新についての追認及び本対応方針の有効期間のご承認をいただけない場合には、当社取締役会は、本対応方針を直ちに廃止いたします。また、大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。加えて、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名から成る独立委員会の勧告を受けるものとし、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしていること、デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと等により当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

従いまして、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数及び名称 5社
ソマ株式会社
ナガホリリテール株式会社
長堀（香港）有限公司
エスジェイジュエリー株式会社
株式会社仲庭時計店

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はございません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

長堀（香港）有限公司は決算日が12月31日であり連結決算日と一致しておりませんが、3ヶ月以内の差異のため当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

- ・ダイヤモンド、真珠、貴石及びファッションジュエリー関連商品
個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ファッションジュエリー商品の一部（主としてネックレス）、地金商品、製品、材料及び仕掛品
移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・補助材料及び貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 5～50年
機械装置及び運搬具 3～17年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に一括費用処理する方法によっております。

③ 一部における簡便法の適用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に宝飾品の製造及び販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

商品又は製品の販売に係る収益は、卸売（ホールセール、百貨店）及び小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、百貨店への販売及び小売においては店頭での最終顧客への引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品のホールセールの販売において、出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

返品見込みの商品又は製品については収益を認識せず、売上割戻については収益から減額しております。また、受託販売のうち当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…金利スワップ
- ・ヘッジ対象…借入金の利息

③ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度において計上した項目

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損に係る見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
有形固定資産	5,003,282
無形固定資産	37,618
減損損失	14,739

(2) 繰延税金資産の回収可能性に係る見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
繰延税金資産	122,574

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	35,336千円
土地	649,347千円
計	684,684千円

担保に係る債務

短期借入金	3,630,000千円
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	275,000千円
計	3,905,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,379,598千円

3. 土地再評価

土地再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の決算日における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っておりません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,773千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,671	2	令和4年3月31日	令和4年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月29日 定時株主総会	普通株式	76,676	利益剰余金	5	令和5年3月31日	令和5年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの長・短借入金により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、また、随時信用状況を把握する等によりリスク低減を図っております。

買掛金のうち、一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を図っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲においてヘッジ目的で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません（（注1）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	515,931	515,931	—
資産 計	515,931	515,931	—
(1) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）	562,880	563,745	865
負債 計	562,880	563,745	865
デリバティブ取引	—	—	—

（注1）市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	209,386
投資事業有限責任組合出資金*	361,589

*投資事業有限責任組合出資金は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル（土地を含む。）を所有しております。

2. 時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,409,956	1,346,500

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

(単位：千円)

賃貸収益	賃貸費用	差 額
81,082	32,658	48,424

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結計算書類 計上額
	宝飾事業	貸ビル事業	太陽光発電 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	17,548,743	—	—	17,548,743	—	17,548,743
一定の期間にわたり 移転される財	—	—	43,737	43,737	—	43,737
顧客との契約から 生じる収益	17,548,743	—	43,737	17,548,743	—	17,548,743
その他の収益	—	81,082	—	81,082	—	81,082
外部顧客への売上高	17,548,743	81,082	43,737	17,673,563	—	17,673,563
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	12,588	—	12,588	△12,588	—
計	17,548,743	93,670	43,737	17,686,152	△12,588	17,673,563

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,583,097
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,803,036
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	49,277
契約負債(期末残高)	87,466

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	790円87銭
1株当たり当期純利益	3円96銭

重要な後発事象に関する注記

(重要な後発事象)

(事業譲受)

当社は、令和5年5月10日開催の取締役会において、当社と同業で業歴約100年の歴史を持つ浅井商店より、松坂屋名古屋店における宝飾品販売等の事業を譲り受けることを決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 事業譲受の目的

当社は、松坂屋名古屋店の宝石サロンに当社商品の売り場を確保することは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドへ重点的に経営資源を投下する当社の中期経営計画上の戦略に合致します。浅井商店が大丸松坂屋百貨店との長年の取引で築き上げた信頼関係を継承し、当社の自社ブランドを始めとした豊富な商品ラインナップを投入することで、当社宝飾事業の収益力強化、ひいては当社の企業価

値向上に長期的に寄与するものと考え、当該事業譲受の決定に至りました。

(2) 相手先企業の名称及び事業内容

相手先の名称 浅井商店株式会社

事業の内容 宝石・貴金属の卸売、小売、リフォーム

(3) 企業結合日

令和5年6月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点で算定中であります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点で算定中であります。

5. 企業結合により受け入れた資産の額並びにその主な内訳

現時点で算定中であります。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

- ・ダイヤモンド、真珠、貴石及びファッションジュエリー関連商品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

- ・ファッションジュエリー商品の一部（主としてネックレス）、地金商品、製品、材料及び仕掛品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

- ・補助材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 3～9年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…金利スワップ
- ・ヘッジ対象…借入金の利息

(3)ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当事業年度において計上した項目

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損に係る見積り

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
有形固定資産	4,666,420
無形固定資産	29,037
減損損失	14,739

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	35,336千円
土地	649,347千円
計	<u>684,684千円</u>

担保に係る債務

短期借入金	3,630,000千円
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	275,000千円
計	<u>3,905,000千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,568,960千円

3. 保証債務

下記会社の銀行借入等に対する債務保証

ソマ株式会社	343,840千円
エスジェイジュエリー株式会社	3,776,114千円
計	<u>4,119,954千円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	146,778千円
長期金銭債権	361,000千円
短期金銭債務	69,005千円

5. 土地再評価

土地再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の決算日における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っておりません。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	485,268千円
仕入高	1,260,347千円
販売費及び一般管理費	9,243千円
営業取引以外の取引高	282,032千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,438千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	148,706千円
役員退職慰労引当金	23,587千円
ゴルフ会員権	24,251千円
賞与引当金等	6,927千円
退職給付引当金	141,414千円
減損損失	66,930千円
繰越欠損金	268,866千円
関係会社株式	273,706千円
その他	147,113千円
繰延税金資産小計	1,101,504千円
評価性引当額	△1,101,504千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△25,450千円
繰延税金負債合計	△25,450千円
繰延税金資産(△負債)の純額	△25,450千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ソマ備	所有 直接 100.0	宝飾品等の仕入 債務保証 役員兼任	商品等の購入 (注1)(注2)	1,149,079	買掛金	41,188
				債務保証(注3)	343,840	—	—
子会社	エスジェイ ジュエリー備	所有 直接 100.0	債務保証 役員兼任	債務保証(注3)	3,776,114	—	—
				保証料の受取 (注3)	40,000	—	—
子会社	備仲庭時計店	所有 直接 100.0	資金の支援 役員兼任	—	—	長期貸付金	361,000
				貸倒引当金繰入額	18,400	貸倒引当金	361,000
				関係会社事業損失 引当金繰入額	30,510	関係会社事業 損失引当金	30,510
子会社	ナガホリ リテール備	所有 直接 100.0	宝飾品等の販売 役員兼任	商品等の販売 (注1)(注2)	174,677	売掛金	96,108
				貸倒引当金戻入額	26,690	貸倒引当金	70,010

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の上決定しております。

(注3) 債務保証は、銀行借入等に対し行ったものであり、エスジェイジュエリー備からは保証料を受領しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	727円28銭
1株当たり当期純利益	3円34銭

重要な後発事象に関する注記

(重要な後発事象)

(事業の譲受)

当社は、令和5年5月10日開催の取締役会において、当社と同業で業歴約100年の歴史を持つ浅井商店より、松坂屋名古屋店における宝飾品販売等の事業を譲り受けることを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結計算書類注記「後発事象（事業の譲受）」をご参照ください。